

加工再輸入減税制度（暫 8）における再輸入時の同一性の確認について、令和 5 年 4 月以降、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書（その添付書類を含む。）で行うこととなります。

#### （生地見本等の原則省略化の目的について）

**Q 1.** 今回の生地見本等の原則省略化は、何のために行うのでしょうか。

**A 1.** 「スマート税関構想 2020」にも記載の通り、減免税手続のデジタル化を進めるに当たり、暫 8 の手続きに関して検討した結果、まずは再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書といった書類により行うこととし、デジタル化を進める上で障壁の一つとなる生地見本等について提出省略を進めることとしたものです。

#### （確認申告書の添付書類について）

**Q 2.** 確認申告書の添付書類については、何か変更はあるのでしょうか。

**A 2.** 今回の通達改正により特段変更はありません。

これまでも確認申告書の添付書類については、基本通達 8 - 4（5）の再輸入の確認のため必要な事項が確認できることが必要であり、例えば、生地規格書、指図書（企画書）、写真等になります。なお、生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、輸入通関時に同一性の確認を行うために参考となる資料がありましたら、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

#### （再輸入時の同一性の確認について）

**Q 3.** 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、生地見本等を提出せず、確認申告書（その添付書類を含む。）のみでどのように確認を行うのでしょうか。

**A 3.** これまでも確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達 8 - 4（5）の再輸入の確認のため必要な事項が確認できれば、必ずしも生地見本等の提出は必要ないという取扱いであり、その点は特段変わるものではありません。

今回は更に、当該通達事項の確認については、原則、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うこととしたものですが、その方法については、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達 8 -

4（5）に掲げる事項を確認する、といった方法になります。

#### （生地見本等の取扱いについて①）

**Q 4.** 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、従来通り生地見本等を提出することは認められないのでしょうか。

**A 4.** 確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本等を提出することができます。

#### （生地見本等の取扱いについて②）

**Q 5.** 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、輸出時において税関から生地見本等の提出を求められることはあるのでしょうか。

**A 5.** 輸出時の税関審査において、確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認ができない場合には、追加で資料を求めることになります。追加資料については、当該通達事項が確認できるものであれば、書面での資料でも生地見本等でも構いません。

#### （生地見本等の取扱いについて③）

**Q 6.** 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に税関から提出を求められることもあり得るのでしょうか。

**A 6.** 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求めることはありません。ただし、再輸入時の税関審査において、基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。

#### （再輸入時の税関審査における追加資料について）

**Q 7.** 再輸入時の税関審査において疑義が生じたため追加で提出する資料としては、どのようなものがありますか。

**A 7.** 疑義の内容にもよりますが、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）、写真
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で輸入通関時に同一性の確認ができない場合には、輸出入地における貨物の管理資料等（例：倉庫の入出庫伝票、発注書等）を提出いただき、貨物の流れを追っていくといった方法で確認を行うこととなります。

その他、手続に関する不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。